

食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業の実施に係る重要事項

食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業に係る重要事項を以下のとおりご案内いたしますので、国が定める要綱等の関連規程と合わせて必ずご確認ください、ご了承いただいたうえでの申請をお願いいたします。

1 採択事業は、配点基準ポイントに応じて決定されます

- 本事業の採択においては、実施要綱に定める評価項目及び配点基準に従ってポイントを計上し、ポイントの高い順に決定されます。
このため、申請した全ての方が支援を受けられるとは限りませんのでご注意ください。
- また採択後、要望申請の際のポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できません。

2 補助対象となる経費は、交付決定後に支出が決定したものに限られます

- 本事業で補助対象とできる経費は、交付決定後*に支出が決定した経費となります。このため、採択後においても、交付決定より前に請負事業者等と契約し、支出が決定している経費については補助金の対象となりません。
*事業実施計画の承認後に、交付決定前着手届を提出した場合を除く(届出後より対象となる)
- 補助金は、事業の完了後に交付します。ただし、特別の理由があると認められる場合に限り、概算払いにより交付することができます。

3 機械・施設の導入は、入札により請負事業者を選定する必要があります

- 機械・施設整備に係る請負事業者の決定は、原則、入札によりその事業者を選定する必要があります。このため、原則、事業実施主体が任意で請負事業者を選定することはできません。
- 入札は、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業実施要綱により、各段階で所定の手続きや報告が必要になるほか、入札後の工程管理や機械導入後の適正利用についても各種規定があります（詳細は同要綱をご確認ください）。
- なお、事業により整備する機械等は、入札において、原則、メーカーや型番等を指定することができません。事業に必要な能力・仕様を規定したうえ、請負事業者が仕様に合致する機械等を選定し、請負可能価格により入札する形となりますのでご注意ください。
***入札の概要は、参考資料を御確認ください。**



4 取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等には制限があります

- 補助事業により取得した機械・施設について、規定された処分制限期間(法定耐用年数内)は、所定の手続き無しに、場所の移動や処分(名義変更含む)、改築、増築、模様替え、他社への貸し付け、担保設定等を行うことができません。
- 特に、機械の処分、建屋の一部取り壊しを行う場合等は、残存価値に依りて、国に補助金を返還する必要がある可能性がありますので、予めご相談いただきますようお願いいたします。
- また、事業の目的(事業実施計画書に記載した内容)に沿った機械・施設の使用がされない場合は補助金返還の対象となりますので、ご承知ください。

5 成果目標未達成の場合、達成するまでの報告が必要です

- 事業実施計画書に記載した成果目標は、確実に達成していただく必要があります。
- ただし、成果目標が未達成の場合であっても、ただちに補助金の返還が求められることはございません。
- 一方、成果目標が未達成の場合、その目標が達成されるまでの間、愛知県に対して、毎年度、その取組状況と改善方策についてご報告いただく必要が生じます。



6 補助事業関係書類は事業終了後も保存しなければなりません

- 補助業者は、補助事業に関係する帳簿および証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、国の補助金等(県を通じた間接交付の事業を含む)の執行を監督する会計検査院等からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- 会計検査院による実地検査等が実施される場合、補助金を受けた者の義務として応じる必要があります、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がされた場合は従わなければなりません。
- また、事業で整備した機械・施設等の処分制限期間の間、場所の移動や処分(名義変更含む)、改築、増築、模様替え等を行う場合は手続きが必要になります。処分制限期間が5年以上の場合、処分制限期間の間は関係書類を保存していただきますようお願いいたします。

7 本事業は、補助金適正化法に基づき実施されます

- 本事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)」に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 申請書の内容に虚偽がある場合や、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、採択取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還(加算金付き)等の処分を受ける可能性があります。

【参考資料】一般競争入札の概要

一般競争入札とは、請負事業者との契約にあたり、複数の契約希望者に入札金額を書いた文書を提出させて、最低価格の契約者を選定する方法です。

一般競争入札の手続き概要は以下のとおりです。詳細は6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業実施要綱をご参照いただき、同規程に従って実施いただきますようお願いいたします。

1 総会等の議決

総会（取締役会等）により、実施計画及び予算、施工方法等を決定。

2 実施設計書の作成

必要に応じて設計事務所等に委託・請負のうえ、実施設計書を作成し、県に提出（設計費を事業費に含む場合、事業上の“着手”に該当）。

3 入札方法等の検討

- ・事業者との契約に係る保証金、履行期限等を整理するほか、入札のスケジュールや入札参加事業者の各種提出様式を整理。
- ・予定価格を決定（入札にあたり予め設定する金額。入札額が当該価格を上回る場合、最低価格の事業者にあっても落札できない。複数社の見積等の最低価格等に加え、類似事案の落札率等を勘案して設定）。

4 入札手続きの実施

